

第4回 府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

平成28年1月26日

1. 議事次第	… 1
2. 図書館サービスの充実に向けた検討会議設置要項	… 2
3. 府立図書館サービスの充実に向けた検討会議委員名簿	… 3
4. 第3回検討会議議事要旨	… 4
5. 基本方針案	… 7
6. サービス計画案	… 9
7. 検討会議のまとめ素案	… 29
8. 今後のスケジュールについて	… 38

第4回 府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

議 事 次 第

平成28年1月26日

1. 前回の議事録について
2. 基本方針案・サービス計画案について（協議）
3. 検討会議のまとめ素案について（協議）
4. 今後のスケジュールについて
5. その他

図書館サービスの充実に向けた検討会議設置要項

(目的)

第1条 平成28年度から平成32年度までの京都府立図書館サービス計画を作成するに当たり、専門的見地からの意見を聴取するため、外部有識者で構成する図書館サービスの充実に向けた検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 検討会議は、京都府立図書館が実施する図書館サービスについて、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員は、京都府立図書館長（以下「館長」という。）が選任する。
- 3 委員の任期は、選任の日から平成28年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、検討会議の議事を運営する。

(会議)

第5条 検討会議は、館長が招集する。

- 2 検討会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年6月1日から施行する。

府立図書館サービスの充実に向けた検討会議委員名簿

平成 27 年 6 月 19 日

(敬称略・50音順)

氏 名	所 属・役 職 等
明致 親吾	京都CSR推進協議会会長
大槻 政美	京田辺市立中央図書館長
小川 雅史	京都府立南陽高等学校長
桂 まに子	京都女子大学 専任講師
清水 清	大山崎町教育委員会教育長
千賀 彰子	舞鶴市立志楽小学校長
千歳 則雄	前滋賀県野洲市立図書館長
富永 敦子	井戸端サイエンス工房
内藤 千鶴	亀岡市立図書館中央館長
原田 隆史	同志社大学 教授 座長

第3回府立図書館サービスの充実に向けた検討会議の議事要旨

1 開催日時

平成27年10月28日（水）午後2時から午後4時まで

2 場所

京都府立図書館（京都市左京区岡崎成勝寺町9）

3 出席者

原田隆史座長、明致親吾委員、大槻政美委員、小川雅史委員、桂まに子委員、清水清委員、千賀彰子委員、千歳則雄委員、富永敦子委員、内藤千鶴委員

4 会議の内容

- (1) 前回の議事録について
- (2) 基本方針（仮）案・サービス計画案・評価の仕組みについて（協議）
- (3) 検討会議のまとめについて
- (4) 今後のスケジュールについて

5 協議事項

○基本方針（仮）案について

- ・府内の公立図書館の現状を考えたとき、図書館をつなぎ、支援することを基本方針の最初に持ってきたのは大事なこと。
- ・府立と市町村立の図書館の差別化・特化は、基本方針のなかに盛り込まれており、特に1、2については色濃く出ている。2の文言について、若干修正が必要。京都市立図書館を利用すべき近隣の方々がふらっと来て、娛樂性の強い本を手にとるようなサービスが求められないように考えるべき。
- ・この点は2001年の再開館以来の課題。どちらかに結論づけるのは難しいが、岡崎の地域図書館ではないものを目指していただきたい。
- ・他方、立地などの前提条件のなかでは観光客等の開拓にも是非チャレンジしてほしい。
- ・間接サービスと直接サービスのバランスは、利用者が選択して府立図書館を性格付けていく結果として出てくるのではないか。
- ・1は従来と変わらない印象。せっかくハブという言葉が出ているのだから、明確に中心を示す言葉を入れた方がよい。また府民の読書活動の啓発などの文言はほしい。府民の文化向上は、市レベルではなく府こそ考えてほしい。
- ・具体的な取組としては、読書週間などで市町村とコラボする企画があるとありがたい。それが地域の活性化にもつながる。
- ・基本方針の3の「グループで議論しながら…場を設定し提供する」という部分は世の中の流れを取り込んでいて、すごく良くなつた。発表の場の提供という視点も読み取れるので、単なるレンタルスペースとの違いも考えられている。
- ・3は従来の図書館の打ち出し方と違う新しいものと考える。
- ・3で問われるのは図書館のスタンス。どこまで主体的に活動に踏み込むか、あくまで場の提供や支援までなのか。

○サービス計画案について

- ・府全域の地図を入れると、府内全域をサービス対象にしていることがわかりやすいのでは。全体として書きぶりの工夫を。
- ・今の案は骨になる部分なのか。もう少し説明が必要。
 - 書きぶりについては検討するが、このサービス計画は平成28年度から5年間で実施する事業を包括的に掲げている。具体的な内容については、各年度ごとに立てていく事業計画に書き込んでいく。
- ・前向きな、サービスが向上するという表現になるよう検討いただきたい。
- ・資料収集方針案などと文言を調整すること。さきほどの市町村との差別化の議論を反映するとどうなるか検討が必要。
- ・「連絡協力車ルートの見直し」や「貸出文庫制度の見直し」についてはどの方向か。貸出文庫については一定の役割は果たしたと考える。
 - 連絡協力車については市町村の利便性の向上を考えたい。貸出文庫については市町村の状況も変化してきているので市町村と一から考えたい。
- ・研修などは時機に応じた設定を。市町村は目先のことしか動けないので、定番のメニュー以外に、長いスパンで課題に応じた研修をお願いしたい。
- ・学校支援セット貸出はすばらしい制度で情報もたくさん出ているが、知らない教員も多い。市町村立図書館で府立の支援セットを展示してもらえるとよい。本の実物が見える形でのアピールを。
- ・「子ども読書支援」は大項目の2よりも1の要素が大きいのではないか。
- ・「子ども」だけでなく「児童・生徒」という文言がどこかにほしい。
- ・府立高校生には一度は府立図書館へ来館させたい。高校生のうちに府立図書館を使えば、成人してからも使うだろう。
- ・大項目2のなかには沢山の中身がある。「文化資源」「歴史・立地」「調査研究」という3つの中項目に分けてもよいかも。
- ・1階のリノベーションなど、府立図書館が持っているものの活用は、大学生などに気軽に入ってもらうという意味でも是非すすめてほしい。本格的な利用の前のワンクッションとして重要。
- ・行政支援は、図書館が本来持っているべき機能。市町村でも課題解決がキーワードになっている。府がどんな課題をかかえていて、各課がどう取り組んでいるかなどをコーナーで紹介できれば。重要なのでもっと記述をふくらませてほしい。
- ・「知的な交流の場」の創設にかかわって、図書館としてどこまで主体性を発揮するのか、どういうスタンスを取るのか、地域課題への図書館の踏み込み方がこの表現ではわからない。知的な交流の場の設置・運用といった場合の主体性、踏み込み具合、心構えやスタンスが見えない。その部分を理解した上で書き込まれるとすればよい。
- ・ラーニングコモンズは大学図書館が売りにしている機能であるが、情報空間として魅力のあるところでないといけない。現状の2階は魅力のある空間とは思えない。
- ・魅力的な場は、さまざまな人が関わることによってできる。図書館職員はサポートするという姿勢で。たとえばフライヤーをたくさん置くだけで、いろいろな活動がここ

に来ればわかる、ということになる。また、人が集まるかどうかは、職員の技量よりも人柄に左右される部分が大きい。

- ・図書館として主体性をもってやるのは難しいのでは。地域には様々な主体がいる。それらが集う機会を創ること、活動の見える化などから取り組むべき。
- ・個人的に調査研究活動をされている方に発表する場を提供することは、府立図書館に限らずありえるかも。
- ・発信という部分の書き込みが弱い。府立図書館が行うからこそ波及効果があるという話がもう少しいるのでは。
- ・岡崎ならではの企画や「海の京都」などテーマ性のあるもの、学生に企画を任せてみるなど、様々な打ち出しをしてほしい。
- ・本日の会議の前にもう一度館内を見てきた。いろんな展示コーナーが館内にあるが、入館した時に伝わりにくく感じた。工夫が必要。
- ・京都のよさを活かすということで、企業とのコラボはほしい。そうすると大学生の活動も地域から発信できるのではないか。

○評価の仕組みについて

- ・外部の評価も受ける。指標も別に設定されるという方向性。詳しくは個別にヒアリングさせてほしい。
→今後の方針として資料収集方針についても議論いただきたい。サービス計画については、12月議会か2月議会に報告の予定。

====京都府立図書館 基本方針====

図書館は、人々が知的で創造的な人生をおくるため、人類の知的遺産である出版物を中心とした文化資源を適切に収集・保存し、活用・発信する場です。

京都府立図書館は、この理念を踏まえ、変化の激しい社会において、新たな課題に直面する府民の知的活動の拠点となるとともに、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、府民に期待される存在となることを目指します。

1 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します

各公立図書館・学校図書館等の活動を支援しつつ、各館と協力することによって、府内の図書館サービスを充実させます。また、府民に的確に情報を提供するため、各公立図書館・学校図書館等と大学図書館等をつなぎ、府内の各種図書館のハブとしての機能を果たします。

2 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます

府立図書館の役割に応じた選書を行いつつ、多様な文化資源に関する情報を取り扱います。また、様々な情報を求める人々が利用しやすい図書館サービスを提供し、高度な知的 requirementに応えます。さらに 100 年を超える長年の歴史と文化施設が集中する岡崎という立地を最大限に活かします。

3 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します

多様な議論を展開しながら新たな情報を創造していく場を設定し提供することにより、各機関・団体と連携し、様々な課題の解決につながる調査研究を支援します。あわせて、その成果を発信する拠点となり、こうした活動が府内各地で展開されるよう働きかけます。これらを通じて、京都の文化の創造と府内各地の活性化に寄与します。

京都府立図書館サービス計画

平成 28 年 3 月



京都府立図書館

府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

==京都府立図書館 基本方針==

図書館は、人々が知的で創造的な人生をおくるため、人類の知的遺産である出版物を中心とした文化資源を適切に収集・保存し、活用・発信する場です。

京都府立図書館は、この理念を踏まえ、変化の激しい社会において、新たな課題に直面する府民の知的活動の拠点となるとともに、府内全域に均質な図書館サービスを提供することにより、府民に期待される存在となることを目指します。

1 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを展開します

各公立図書館・学校図書館等の活動を支援しつつ、各館と協力することによって、府内の図書館サービスを充実させます。また、府民に的確に情報を提供するため、各公立図書館・学校図書館等と大学図書館等をつなぎ、府内の各種図書館のハブとしての機能を果たします。

2 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます

府立図書館の役割に応じた選書を行いつつ、多様な文化資源に関する情報を取り扱います。また、様々な情報を求める人々が利用しやすい図書館サービスを提供し、高度な知的 requirementに応えます。さらに 100 年を超える長年の歴史と文化施設が集中する岡崎という立地を最大限に活かします。

3 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化的創造と地域の活性化に寄与します

多様な議論を展開しながら新たな情報を創造していく場を設定し提供することにより、各機関・団体と連携し、様々な課題の解決につながる調査研究を支援します。あわせて、その成果を発信する拠点となり、こうした活動が各地で展開されるよう働きかけます。これらを通じて、京都の文化的創造と府内各地域の活性化に寄与します。

京都府立図書館サービス計画

■これまでの経緯と現在の状況

京都府立図書館は日本初の公立の図書館である「集書院」を源流のひとつとし、明治 31 年（1898）に京都御苑内に設立され、明治 42 年（1909）に現在地に移転して以来、長い歴史を刻んでいます。

その後、京都府社会教育委員会議から市町村立図書館との役割分担を打ち出した「生涯学習社会を展望する京都府の図書館の在り方について」の提言を平成 7 年（1995）に受けて、平成 13 年（2001）には明治の雰囲気を遺した現在の建物で「京都府立図書館の運営基本方針」に基づく運営を開始しました。

平成 24 年度には方針を見直すとともに、平成 27 年度までを計画期間とする「京都府立図書館サービス計画」を策定しました。見直し後の運営基本方針は、①府内の図書館サービスの中核的図書館 ②府民の多様な活動を支援する図書館 ③情報化社会の進展に対応する図書館 ④京都から情報を発信する図書館の 4 本の柱からなり、特に市町村支援と調査研究支援を中心とした取組を進めてまいりました。

かつて認識されていた「図書館像」は、高度成長期に形成された貸出サービス中心のものですが、府立図書館はじめ各図書館は、社会の要請や利用者の求めに応じて、地域の実情に即した新しい運営に努めています。さらに、ICT の発展による情報の形態の多様化と、書籍をめぐる状況の激変のなかで、図書館もその役割を模索していかなければなりません。

また、京都が大学の集積地であること、世界的な観光地へ本格的に脱皮しようとする状況を踏まえたとき、当館が現在、文化施設が集まる「岡崎」に位置することを活かす努力が求められています。

「京都府立図書館基本方針」はこれらの経緯と現状認識のもと、平成 27 年 6 月から開催された「府立図書館サービスの充実に向けた検討会議」や府民アンケートから得られた御意見を踏まえ、従前からの市町村支援機能と調査研究支援機能を大事にしながらも新たな要素も加え、策定したものです。

さらに、この基本方針を踏まえて、府民からより期待される存在となるため、平成 28 年度から 5 年間の「京都府立図書館サービス計画」を策定しました。

サービス計画
体系図

知の拠点

京都府立
図書館

I	1 府内の各図書館とのネットワークの強化
	2 市町村立図書館等への支援
	3 学校支援の充実
	4 子ども読書活動の支援
II	5 多様な資料の収集・整理・提供
	6 十分な収蔵空間の確保による資料の的確な保存
	7 資料館・博物館・大学等と連携した文化資源の情報発信
	8 電子図書館サービス・デジタルアーカイブなどの展開
	9 所蔵資料紹介・レファレンス業務の充実
	10 来館者への貸出サービス等の充実
	11 遠隔地サービスの充実
	12 障害者サービス等の拡充
	13 「歴史ある府立図書館」の演出
	14 入りやすく利用しやすい空間の構成
	15 職員の育成
	16 「知的な交流の場」の創設
	17 府立図書館の見える化の推進
	18 各種講座の実施と情報発信
	19 行政支援サービスの推進による府民への貢献
III	20 実験的な取組をすすめるサービスデザインチームの設置

具体的方策	平成26年度実績	指標
1 総合目録ネットワークシステム（K-Libnet）の確実な運用と加盟館の拡大	参加館67館・横断型52、データ提供型8、支援利用館7	
2 府内各大学との相互貸借の促進		
3 共同研究等を通じたシステム改善と利便性の向上		
4 府内の図書館との物流改善	搬送実績数：67,732冊	
5 職員の府内各機関巡回の維持・拡充	各市町村巡回数：年6回	
6 資料支援の充実	貸出文庫貸出数：31,535冊、学校支援セット貸出数：14,557冊	
7 図書館を取り巻く情報の積極的な収集と提供		
8 市町村立図書館職員等へのより充実した研修の実施	実施回数：12回、225名	
9 市町村へのレファレンス支援の充実	レファレンス数：65件	
10 各機関で協働した展示・イベントの開催		
11 高校生や大学生等の調べ学習などの積極的な受け入れ	受入数・参加者数：延べ20校・432名	
12 学校図書館運営のための支援の充実	実施数：1回	
13 学校支援セット等の資料の充実と提供方法の改善	セット貸出数・機関貸出数：14,557冊・2,398冊	
14 特別支援学校などへの支援強化	聾学校へのH26貸出数：426冊	
15 児童サービス等に関する情報の集積と発信		
16 子ども読書本のしおりコンテスト等の事業推進	応募点数：8,432点	
17 子ども読書活動に関するワークショップ等の実施		
18 多様な講師の招聘によるユニークな研修の実施		
19 収集方針にそった多様な形態の資料の積極的な収集	年間収集資料：21,518冊、逐次刊行物：400点	
20 目録・検索機能の向上		
21 限られた開架スペースへの配架の工夫		
22 保存センターの役目を担う図書館としての収蔵量の確保		
23 資料の適切な保存と書庫環境の改善		
24 府内1冊所蔵図書の的確な把握・移管		
25 京都府立総合資料館との連携の強化	参加者数：82名、満足度97%	
26 博物館等の関連施設との連携の強化	展示回数：4事例、ワークショップ開催数：1	
27 大学等との連携の強化		
28 近隣文化施設との連携の強化	実施回数：12回	
29 府内各大学との相互貸借の促進（2再掲）		
30 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の充実	利用者数：523人、複写提供：6,952枚	
31 利便性の高い各種データベースの提供の促進	データベース利用者数	
32 電子書籍の動向を踏まえた導入		
33 価値ある資料のデジタルアーカイブ化と発信		
34 職員のレファレンス能力の向上		
35 レファレンスサービスの周知と利用促進	レファレンス数：16,998件	
36 レファレンス協同データベースへの積極的な登録		
37 多様な本や情報に出会える館内展示の展開	展示数：34回←2階企画も込みで	
38 テーマ別資料リストや調べ方案案内の充実とオープンデータでの公開	オープンデータ件数	
39 貸出・返却時の利便性改善	貸出冊数247,284冊（個人・公共・学校等を含む）	
40 カウンターサービスのより一層の向上	1日平均来館者997人（平成25年度実績）	
41 「取寄せ申込みeサービス」等遠隔地サービスの周知と利用促進		
42 ホームページに掲載する情報の充実	HPアクセス数：540,424件	
43 デイジー・マルチメディアディジーなどの充実	音声ディジ一年間収集タイトル数：56点	
44 障害者差別解消法に基づく各種ガイドラインへの適切な対応		
45 特別支援学校などへの支援強化（14再掲）	聾学校へのH26貸出数：426冊	
46 凤凰図（集書院天井画）の修復と活用		
47 旧館家具・建設工具等を活用した空間演出		
48 総合資料館との連携による古典籍の複製等の展示		
49 吉田初三郎鳥瞰図を活用した京都案内		
50 来館者の目的に応じた適切な誘導		
51 岡崎地区での立地を活かした屋外空間の活用		
52 研修・研究会等への積極的な参加		
53 職員の自主研鑽の奨励や活動の紹介		
54 2階フロアの改修による議論しやすい「知的な交流の場」の設置		
55 ファシリテーターとなる職員の育成		
56 フューチャーセンターや発表の場としての機能展開		
57 高校生や大学生等の調べ学習などの積極的な受け入れ（11再掲）		
58 子ども読書活動に関するワークショップ等の実施（17再掲）		
59 NPO等他の機関や団体との連携による交流企画の推進		
60 府立図書館のミッショントリニティの周知と事業の打ち出し	webサイトアクセス数・媒体露出回数	
61 SNS等の多様な広報媒体の活用		
62 書籍と情報をめぐる多様な講座の開催	活用講座：10回・90名、見学会：13回108名 講演等：4回・238名	
63 研究者・団体等と連携した各種講座の展開		
64 府庁への資料配達の実施		
65 府庁向けレファレンスサービス・複写サービスの実施		
66 外部の力も活用した新たな取り組みへの挑戦		

I 府内全域の図書館をつなぎ、支援するとともに、協力して図書館サービスを開拓します

1 府内の各図書館とのネットワークの強化

府立図書館は、京都府内の公立・大学・学校などの各図書館のハブとして、府内各図書館が所蔵している資料を一括して検索できる京都府図書館総合目録ネットワークシステム（K-Libnet）を管理・運用するとともに、資料と情報を運ぶ連絡協力車をシステムと連動して効率的に運行しています。

今後も、総合目録ネットワークシステムを着実に運用するとともに、大学・企業などとの共同研究等を通じて利便性の向上を目指し、より効率的に資料と情報を府内全域で共有できるように工夫します。

- (1) 総合目録ネットワークシステム（K-Libnet）の確実な運用と加盟館の拡大
- (2) 府内各大学との相互貸借の促進
- (3) 共同研究等を通じたシステム改善と利便性の向上
- (4) 府内の図書館との物流改善
- (5) 職員の府内各機関巡回の維持・拡充

2 市町村立図書館等への支援

府民に身近な市町村立図書館等への支援を行うことによって、府立図書館は府民サービスの向上を達成することができます。

府民の役に立つ資料を充実させ、市町村立図書館の支援を行います。また、図書館を取り巻く情報を積極的に収集し提供するとともに、市町村立図書館職員等へ、社会や技術の最新の動向を踏まえた研修を実施します。

さらに、市町村図書館等と連携して、より充実したレファレンスを実施しつつ、図書館に関わるユニークな展示やイベントを協働で実施するなど、積極的な取組を行います。

- (6) 資料支援の充実
- (7) 図書館を取り巻く情報の積極的な収集と提供
- (8) 市町村立図書館職員等へのより充実した研修の実施
- (9) 市町村へのレファレンス支援の充実
- (10) 各機関で協働した展示・イベントの開催

3 学校支援の充実

子どもたちが、生涯にわたり、自ら調べ、課題を解決する力を身につけるためには、早い段階から各種の図書館等を活用して的確に情報を収集する習慣をつける必要があります。

そのため、府立図書館では、調べ学習などの積極的な受け入れを行うとともに、学校図書館運営のための支援を充実します。また、各学校に資料をまとめて提供している学校支援セット等についても、より活用いただけるよう仕組みの改善を行います。特別支援学校等への資料や情報の提供などの支援も強化します。

- (11) 高校生や大学生等の調べ学習などの積極的な受け入れ
- (12) 学校図書館運営のための支援の充実
- (13) 学校支援セット等の資料の充実と提供方法等の改善
- (14) 特別支援学校などへの支援強化

4 子ども読書活動の支援

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成十三年十二月十二日法律第百五十四号）により、子どもの読書活動を推進することは地方自治体の責務として明示されています。そのため、府立図書館では、児童サービス等に関する情報を、あらためて集積・発信することとします。

経常的な情報収集と発信に加え、従来から実施している「子ども読書本のしおりコンテスト」等の事業を推進するとともに、子ども読書活動に関するワークショップや、多様な講師の招聘によるユニークな研修等を実施します。

- (15) 児童サービス等に関する情報の集積と発信
- (16) 子ども読書本のしおりコンテスト等の事業推進
- (17) 子ども読書活動に関するワークショップ等の実施
- (18) 多様な講師の招聘によるユニークな研修の実施

II 多様な文化資源の情報を取り扱い、歴史と立地を活かしながら、幅広い調査研究のニーズに応えます

5 多様な資料の収集・整理・提供

図書館の根幹は、取り扱っている資料と情報です。そのため、収集方針を適宜見直すとともに、それに基づいて、多様な形態の資料を積極的に収集します。

また、利用者が的確に資料や情報を発見できるよう、目録データを着実に作成・蓄積するとともに、所蔵資料数に比して限られている開架スペースに、利用頻度や資料構成を考えた配架を行いうよう取り組みます。

- (19) 収集方針にそった多様な形態の資料の積極的な収集
- (20) 目録・検索機能の向上
- (21) 限られた開架スペースへの配架の工夫

6 十分な収蔵空間の確保による資料の的確な保存

府立図書館の最大収蔵数は 150 万点で設計されていますが、平成 27 年度末で収蔵量は約 120 万点に達しています。当館は原則資料を永久に保存するという保存センターの役目を担っているため、将来を見越した収蔵量を確保することは喫緊の課題となっています。

一方、保存に適した資料の修理の実施と書庫環境の維持についても努力するとともに、府内の図書館等で所蔵する点数が 1 点になり、かつ今後の利用が見込まれる資料については、責任をもって保存するため、的確に把握・移管できる取り組みを行います。

- (22) 保存センターの役目を担う図書館としての収蔵量の確保
- (23) 資料の適切な保存と書庫環境の改善
- (24) 府内 1 冊所蔵図書の的確な把握・移管

7 資料館・博物館・大学等と連携した文化資源の情報発信

図書館はだれもが気軽に利用できる施設です。そのため、京都府立総合資料館・京都文化博物館をはじめ、府内の資料館・博物館・大学等の関連施設と連携を強化し、京都や日本の文化資源に関する情報発信のハブとなります。

また、岡崎地区の文化施設との連携をますます強化し、相乗効果によって府立図書館の魅力を増進させます。

- (25) 京都府立総合資料館との連携の強化
- (26) 博物館等の関連施設との連携の強化
- (27) 大学等との連携の強化
- (28) 近隣文化施設との連携の強化
- (29) 府内各大学との相互貸借の促進（2再掲）

8 電子図書館サービス・デジタルアーカイブなどの展開

情報流通の主要な部分が紙媒体から電子媒体に切り替わりつつあるなかで、図書館としても新たなサービスに取り組むことは重要な課題です。

国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」をはじめ、利便性の高い各種データベースの提供を促進します。

また、プラットフォーム・コンテンツ等の動向を踏まえた電子書籍の導入を行うとともに、価値ある資料については、積極的なデジタルアーカイブ化と発信を行います。デジタルアーカイブの発信にあたっては、原則オープンデータでの提供を行います。

- (30) 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」の充実
- (31) 利便性の高い各種データベースの提供の促進
- (32) 電子書籍の動向を踏まえた導入
- (33) 価値ある資料のデジタルアーカイブ化と発信

9 所蔵資料紹介・レファレンス業務の充実

府立図書館が取り扱う資料や情報をより活用していただくため、資料や情報を利用者の求めに応じて紹介するレファレンスの能力向上をはかるとともに、サービス内容の周知と利用促進を行います。また、国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」へ調査成果を積極的に登録し、成果を広く共有します。

さらに、多様な本や情報に出会える館内展示を展開し、テーマ別資料リストや調べ方案内の充実を行い、その成果をオープンデータで公開していきます。

- (34) 職員のレファレンス能力の向上
- (35) レファレンスサービスの周知と利用促進
- (36) レファレンス協同データベースへの積極的な登録
- (37) 多様な本や情報に出会える館内展示の展開
- (38) テーマ別資料リストや調べ方案内の充実とオープンデータでの公開

10 来館者への貸出サービス等の充実

府民の幅広い調査研究の要求に応えるため、直接来館された方への貸出サービスについても、特に返却時の利便性を中心に改善します。

同時に、カウンターサービスをより一層向上すべく、職員の研修等を行います。

(39) 貸出・返却時の利便性改善

(40) カウンターサービスのより一層の向上

11 遠隔地サービスの充実

府立図書館は府内全域への均質なサービスを実施することを目標としています。そのため、京都府内の市町村図書館等へ府立図書館所蔵の図書の取寄せをインターネットで申込みできる「取寄せ申込み e サービス」等、遠隔地サービスの周知徹底と利用の促進を行います。

また、ホームページに掲載する情報を利用者視点から見直すとともに、図書館の各種事業についても理解がすすむよう、内容の充実を目指します。

(41) 「取寄せ申込み e サービス」等遠隔地サービスの周知と利用促進

(42) ホームページに掲載する情報の充実

12 障害者サービス等の拡充

府立図書館では、従来から障害者サービス等の充実につとめてきましたが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成二十五年法律第六十五号)が施行される機会に、各種ガイドラインへの適切な対応をより徹底します。

また、印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音図書であるディジーなどの充実に努めます。

(43) ディジー・マルチメディアディジーなどの充実

(44) 障害者差別解消法に基づく各種ガイドラインへの適切な対応

(45) 特別支援学校などへの支援強化 (14 再掲)

13 「歴史ある府立図書館」の演出

府立図書館は、明治5年に開館した集書院を源流の一つとし、明治31年に京都御苑内に設立、明治42年に現在地に移転しました。近代図書館の祖ともいべき存在で、その軌跡は日本の近代学知の動向とも重なるなど、特筆すべき歴史を持っています。

そこで、かつて集書院の天井画として飾られていた「鳳凰図」を修復・展示し、京都を一望できる鳥瞰図を活用するなど、歴史ある図書館であることを演出します。

これらの館内の整備によって、府立図書館の特徴を明示するとともに、府民に歴史と文化を味わっていただくことを目指します。

- (46) 鳳凰図（集書院天井画）の修復と活用
- (47) 旧館家具・建設具材等を活用した空間演出
- (48) 総合資料館との連携による古典籍の複製等の展示
- (49) 吉田初三郎鳥瞰図を活用した京都案内

14 入りやすく利用しやすい空間の構成

近年、積極的な観光振興策がとられている岡崎地区の施設のひとつとして、府立図書館も新たな取り組みを行います。

敷地からエントランス、館内各階への誘導動線の改良を検討するなど、来館者の目的に応じた適切な誘導を行います。

さらに、立地を活かした屋外空間の活用についても、周辺の状況を勘案しつつ、柔軟な発想をもって検討し、岡崎地区や京都での回遊先のひとつとして府立図書館が位置づけられるよう工夫します。

- (50) 来館者の目的に応じた適切な誘導
- (51) 岡崎地区での立地を活かした屋外空間の活用

15 職員の育成

適切な組織・施設運営を行いつつ、資料や情報を利用者と結びつけていくためには職員の力量が必要です。

そのため、研修・研究会等への積極的な参加を促し、その成果のフィードバックにより、館内サービスの充実に結びつけるよう留意します。

また、自主研鑽を奨励するとともに、その活動についても館として紹介していくことを通じて、職務・職能についての意識を高めます。

- (52) 研修・研究会等への積極的な参加
- (53) 職員の自主研鑽の奨励や活動の紹介

III 議論し発信する場を提供し、課題を解決する拠点となることにより、文化の創造と地域の活性化に寄与します

16 「知的な交流の場」の創設

これから図書館は資料・情報の提供だけでなく、人と人の交流の場であること、それを通じて新しい知見が生み出される場になることは以前から指摘されているところです。府立図書館では、2階フロアを改修し、多様な人達がお互いに学び合うコラーニングや、対話・議論を行うことができる「知的な交流の場」を設置します。また、そのような場でファシリテーターの役割を果たせるような職員を育成します。

この場では、NPO や自己学習グループなどのコミュニティ、各大学のゼミ等、他の機関や団体との連携による交流を推進し、多様な人々を集めて未来志向で議論するフューチャーセンターや発表の場として展開します。同時に、調べ学習や子どもたちのためのワークショップを実施する場としても活用します。

これらを通じて、図書館の新たな可能性を切り拓きます。

- (54) 2階フロアの改修による議論しやすい「知的な交流の場」の設置
- (55) ファシリテーターとなる職員の育成
- (56) フューチャーセンターや発表の場としての機能展開
- (57) 高校生や大学生等の調べ学習などの積極的な受け入れ（11 再掲）
- (58) 子ども読書活動に関するワークショップ等の実施（17 再掲）
- (59) NPO 等他の機関や団体との連携による交流企画の推進

17 府立図書館の見える化の推進

府立図書館の存在が認知され、そのサービスを府民が最大限活用できるよう、使命と役割を周知し、さらに取り組んでいる各種事業をあわせ、より積極的に打ち出していきます。

そのためにも、SNS 等の活用や広報媒体の多様化により府民の接触機会を拡大し、府立図書館の「見える化」を推進します。

- (60) 府立図書館のミッションの周知と事業の打ち出し
- (61) SNS 等の多様な広報媒体の活用

18 各種講座の実施と情報発信

府民・利用者に多様な情報を提供するため、資料と情報をめぐる各種講座を開催するとともに、研究者・団体等と連携した講座についてもより充実した展開を図ります。

- (62) 書籍と情報をめぐる多様な講座の開催
- (63) 研究者・団体等と連携した各種講座の展開

19 行政支援サービスの推進による府民への貢献

行政機関が的確で幅広い情報を入手し、それに基づいて施策を実施することは、行政サービスの基礎です。

このため、府立図書館では、京都府庁の各課からの要請に応えて資料配送を実施するとともに、府庁向けにレファレンスサービスや複写サービスを実施します。

これを通じて府民への新たな形の貢献を目指します。

- (64) 府庁への資料配送の実施
- (65) 府庁向けレファレンスサービス・複写サービスの実施

20 実験的な取組をすすめるサービスデザインチームの設置

常に新しいサービスを開発・実施するためには、外部の団体・個人などを巻き込んでいく必要があります。

そのため、府立図書館職員と図書館活動に関心のある方々によるサービスデザインチームを設置し、各人の知識・経験・発想を持ち寄り、実験的なサービスや新しい事業への挑戦を行います。その成果を広く公開し、図書館事業や京都府の事業として取り組む意義があると認められれば、新事業の芽をつくっていきます。

これらの取組は、「16「知的な交流の場」の創設」の運営にも資すると考えられます。

- (66) 外部の力も活用した新たな取り組みへの挑戦

■計画の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画の進捗状況や新たな課題、社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを図るものとします。

■計画の着実な推進に向けて

計画の具体化

京都府立図書館サービス計画は、今後 5 年間の府立図書館の取組の方向性を示すものです。

このため、個別の取組内容や実施時期に関しては、本計画を基本としながら、新たな課題や社会状況の変化を踏まえて、毎年度掲げる「事業計画」により重点化と具体化を図ります。

【参考：図書館の設置及び運営上の望ましい基準（文科省告示）】

第二一一一（一）（別項により都道府県立図書館に準用）

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

計画の進捗状況の評価

図書館法第 7 条の 3 の規定により、図書館は、その運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

この評価に当たっては、外部有識者等の知見を活用する仕組みを新たに構築し、府立図書館による内部評価と外部有識者による外部評価を両輪として計画の進捗状況について毎年度点検を行います。

これにより、府立図書館の運営の改善を図り、府内の図書館サービスの向上に努めてまいります。

【参考：図書館法】

第 7 条の 3（運営の状況に関する評価等）

図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

資料1 計画の策定経過

(1) 府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

京都府立図書館基本方針及び京都府立図書館サービス計画を策定するに当たり、専門的見地からの意見を聴取するため、外部有識者による検討会議を設置しました。

<検討会議委員>

氏名	所属・役職等
明致 親吾	京都CSR推進協議会会长
大槻 政美	京田辺市立中央図書館長
小川 雅史	京都府立南陽高等学校長
桂 まに子	京都女子大学 専任講師
清水 清	大山崎町教育委員会教育長
千賀 彰子	舞鶴市立志楽小学校長
千歳 則雄	前滋賀県野洲市立図書館長
富永 敦子	井戸端サイエンス工房
内藤 千鶴	亀岡市立図書館中央館長
原田 隆史	同志社大学 教授 【座長】

五十音順／敬称略

<開催経過>

開催日	協議内容
平成27年6月19日	今後のサービス計画策定の視点について
平成27年9月1日	基本方針（仮）素案について（協議） サービス計画の方向性について（協議）
平成27年10月28日	基本方針案について（協議） サービス計画案について（協議）
平成28年1月26日	

(2) 京都府立図書館に関するアンケート結果

京都府立図書館サービス計画を作成するに当たり、府立図書館に対する府民ニーズを把握し、府民の意見を踏まえた計画を作成するため、「京都府立図書館に関するアンケート」を実施しました。

来館者のみを対象とするアンケートではなく、現在の利用の有無に関わらず広く府民を対象とするアンケートを実施したのは、今回が初めてです。

1 調査方法

- (1) 郵送による無記名アンケート方式
・調査対象 京都府在住の成人 4,000 名

- ・抽出方法 層化無作為抽出法
　　成人の人口比率と男女比率に応じて 4,000 名を全市区町村に配分し、配分人数分を住民基本台帳から無作為抽出
- (2) WEBによる無記名アンケート方式
　　・調査対象 京都府立図書館ホームページ閲覧者

2 調査期間

- ・平成 27 年 7 月 24 日～8 月 9 日

3 回収状況

- (1) 郵送方式 有効回収数 1,814 (有効回収率 45.4%)
　　※調査の有効性
　　分析の対象として充分なサンプル (総数 1,800 件以上)
- (2) WEB 方式 有効回収数 680

4 分析

<郵送方式>

○主な属性

居住地：左京区・東山区 8% 京都市内合計 55%
図書館利用：府県立図書館を年数回以上利用するのは 7%
市町村立図書館でも年数回以上利用するのは 37%

○役割分担について（問 8）

府立と市町村立との役割分担は 20% しか知らない
分担必要は 60%・不要は 7% (9:1 の比率)

役割分担を知っている人のうち 分担必要は 82%
役割分担を知らなかつた人のうち分担必要は 55%

この後の設問でも、内容を知っている人は必要と答える傾向が強い
レファレンス等のなじみのないサービスほど顕著

※役割分担関連設問（問 15）

市町村では揃えにくい専門書・研究書などへの期待 55%
市町村でも揃えている文芸書・児童書などへの期待 28%

○個人へのサービス（問 10～12）

遠隔地サービスは 44% が知らない
来館者サービスも貸出・複写のみ高い結果

○期待する役割（問 14）

市町村支援／子ども読書支援への期待は大きい
その後は 遠隔地サービス／文化創造／来館者サービス の順

○今後強化すべき機能やサービス（問15）

- 専門書・研究書などの蔵書の充実
- 遠方からでも利用しやすい制度の工夫
- 市町村立図書館への取寄利用
- 市町村・学校図書館への本の貸出
- 障害者など誰もがサービスを利用しやすい環境
- 館内環境の整備（回答者は左京・東山区民に偏る）

<WEB方式>

○60歳未満が93%（問1）

図書館を年数回以上利用～府県立28%、市町村立58%（問5）

市町村との役割分担への期待が郵送方式より非常に高い

分担必要 73%（問8）

専門書等への期待 75% 文芸書・児童書等への期待 23%（問15）

制度等の認知度と必要性認識度が郵送方式より非常に高い（問9～12）

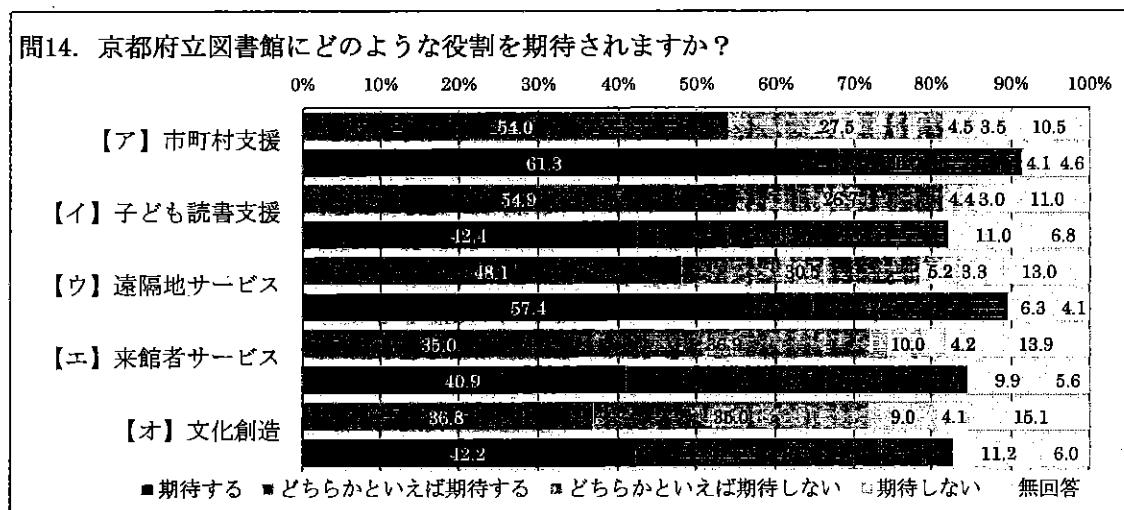
調査研究や仕事のため利用したいとの回答が郵送方式より非常に高い（問13）

期待する役割は 市町村支援／遠隔地サービス（問14）

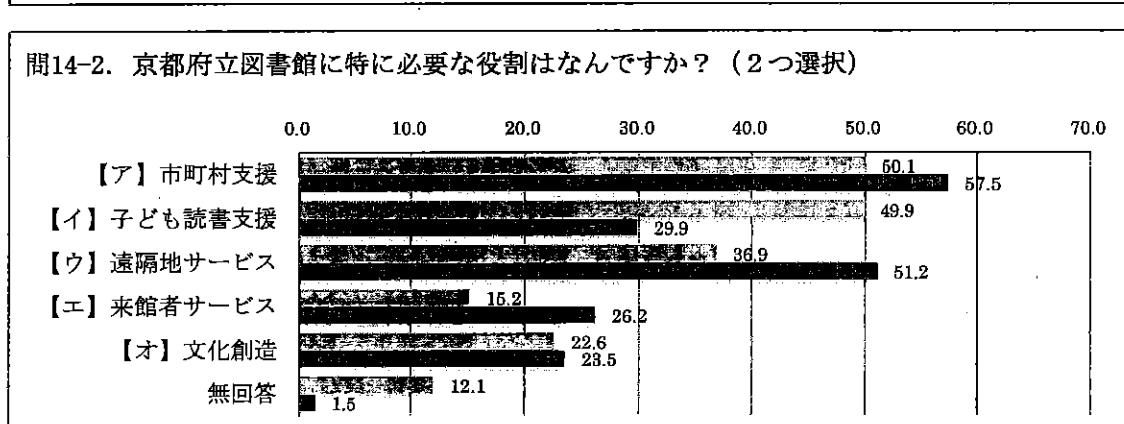
参考：グラフ抜粋

上段■：郵送方式 下段■：WEB方式

問14. 京都府立図書館にどのような役割を期待されますか？



問14-2. 京都府立図書館に特に必要な役割はなんですか？（2つ選択）



問15. 京都府立図書館が今後強化すべき機能やサービスは
なんだとと思われますか？

0% 20% 40% 60% 80% 100%

【ア】専門書・研究書や高額な本など、
市町村立図書館等ではそろえにくい本の充実

【イ】文芸書や実用書、児童書など市町村立
図書館等でそろえている身近な本の充実

【ウ】電子書籍やデータベースなど、
本以外の様々な媒体の資料の充実

【エ】市町村立図書館や学校
図書館への本の貸出

【オ】市町村立図書館等の職員の資質
向上に向けた研修や相談体制の充実

【カ】京都府内の全市町村立図書館等を
つなぐシステムや物流の整備

【キ】遠方からでも京都府立図書館を
利用しやすい制度の工夫・拡充

【ク】京都府立図書館の本を取り寄せて
利用できる仕組みの充実

【ケ】インターネットなどを
活用した情報発信

【コ】講座・講演会・展示の開催などを
通じた「新たな本との出会い」の創出

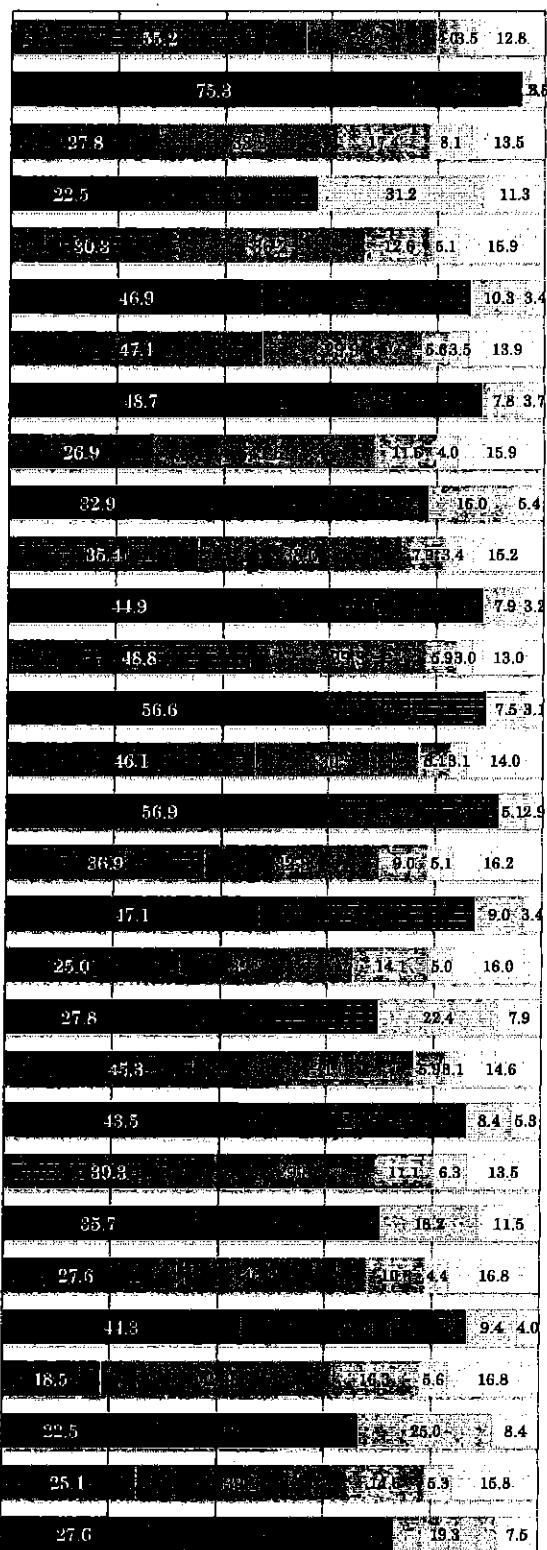
【サ】障害者など誰もが図書館の
サービスを利用しやすい環境の整備

【シ】カフェやギャラリーなど館内で
快適に過ごせる施設や設備の整備

【ス】的確なレファレンス
(調査・相談)サービスの提供

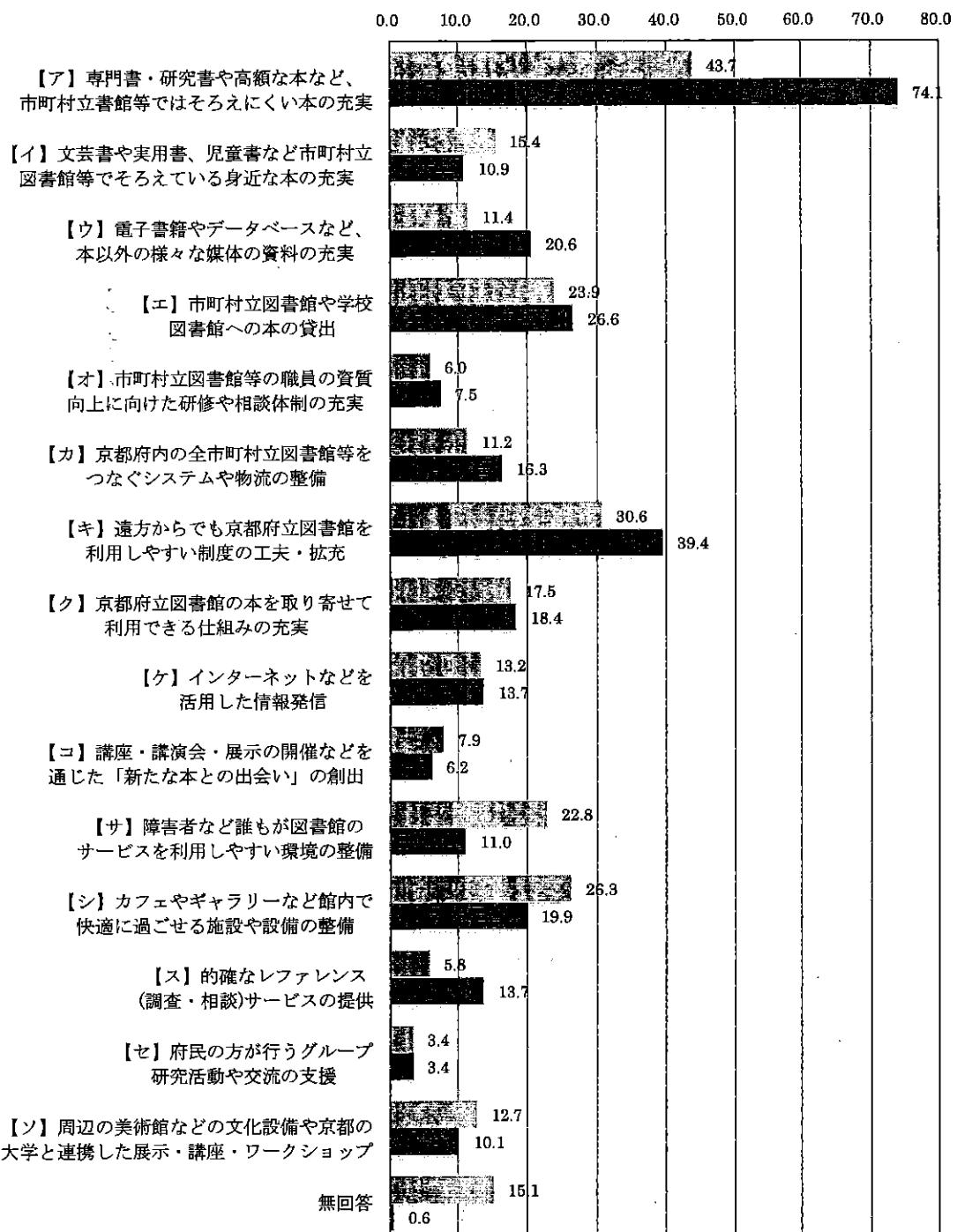
【セ】府民の方が行うグループ
研究活動や交流の支援

【ソ】周辺の美術館などの文化設備や京都の
大学と連携した展示・講座・ワークショップ



■期待する ■どちらかといえば期待する ■どちらかといえば期待しない ■期待しない ■無回答

問15-2. 京都府立図書館が今後特に強化すべき機能やサービスは
なんだと思われますか？（3つ選択）



資料2 京都府立図書館資料収集方針（案）

京都府立図書館は、創設以来100年を超える収集資料を継承し、府内の中核的図書館として、現在及び将来の利用者のために、多様かつ的確な情報により資料を選定し、収集し、保存する。

1 基本的な考え方

- (1)府民の調査研究の拠点及び生涯学習を支援する図書館としてふさわしい資料を収集する。
- (2)府内図書館ネットワークのセンターとして、市町村立図書館及び学校図書館振興のための資料を収集する。
- (3)京都府立総合資料館をはじめとする文化施設との連携を考慮し、資料を収集する。
- (4)多様な意見のある事柄については、幅広い観点から資料を収集する。

2 収集する資料

- (1)収集する資料の種類は、図書、逐次刊行物、映像・音響・電子資料、障害者用資料とする。
- (2)収集部数は原則として1部とする。
- (3)収集した資料は、原則として永年保存とする。

3 収集方法

購入、寄贈等により収集する。

4 資料収集の協議

重要事項については、収集委員会により協議する。

5 資料選定の具体的基準

収集する資料の選定については、別に定める資料収集基準による。

京都府立図書館サービス計画

平成28年3月発行

京都府立図書館

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地

TEL (075) 762-4655 (代) FAX (075) 762-4653

URL <http://www.library.pref.kyoto.jp/>

府立図書館サービスの 充実に向けた検討会議

まとめ

平成 28 年 3 月

府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

「府立図書館サービスの充実に向けた検討会議」のまとめにあたって

京都府立図書館は、明治の初めに日本初の公立図書館として設立された集書院の系譜を持つ、非常に伝統ある図書館である。現在の運営は、平成13年の新館開館にあたり、市町村支援及び調査研究支援に重点を置いた京都府社会教育委員会議の提言に基づいて行われてきた。

今回、平成24年度から実施されている「府立図書館サービス計画」の改訂にあたって、外部の意見をより積極的に取り入れるということで、われわれに検討会議への出席要請があった。要請に応えて、図書館関係者や学校関係者、企業関係者等10名が集まり、原田隆史同志社大学教授を座長として、平成27年の6月から平成28年の1月まで、4回の会合を持った。

おりから、平成26年の秋に「府民サービス等改革検討委員会」の検証が行われ、府立図書館に対しては「見直すべき施設」という厳しい評価が下っており、そのことも念頭に置きつつ、活発な議論が交わされた。

府立図書館では、その議論を反映して平成28年度から平成32年度を計画期間とするサービス計画を作成した。本まとめは、検討会議の立場から、全4回の会議の主な意見及び府立図書館に対する各委員の期待の声をとりまとめたものである。

図書館をはじめとする社会教育・文化施設に関する議論がより活発になるなかで、われわれの議論が活かされ、府立図書館のサービスがより充実したものになり、府民により貢献できる施設となるよう期待する。

府立図書館サービスの充実に向けた検討会議

目 次

「府立図書館サービスの充実に向けた検討会議」のまとめにあたって	1
1 検討会議のまとめ	2
(1) 府立図書館に期待する役割やサービスについて	
(2) 基本方針について	
(3) サービス計画及び取組の実践について	
(4) 評価の仕組みについて	
2 委員コメント～会議を終えて～	8
3 資 料	11
○図書館サービスの充実に向けた検討会議 設置要項	
○府立図書館サービスの充実に向けた検討会議 委員名簿（敬称略・50音順）	
○府立図書館サービスの充実に向けた検討会議 開催日程	

1 検討内容のまとめ（検討会議各回意見より）

（1）府立図書館に期待する役割やサービスについて

- ・役割分担を明確にし、取捨選択、選択と集中を。その上で府立図書館の原点たる役割を理念化し、ホームページのTOPに掲げるなど、明確に外に示すことが重要。
- ・府立図書館は市町村立図書館にとって空気や水のようなもの。特に小規模な自治体にとって市町村支援は非常に重要。
- ・府立図書館である以上、府民を対象とした施策を進めてほしい。直接サービスのみをどんどん押し進めると「京都市図書館岡崎分館」になってしまふ。
- ・現在掲げている基本方針に間違いはないので、それを踏襲し、その方針に沿った成果指標を定めて達成していけばよい。

- ・府立図書館にはイメージや魅力がない。メリハリをつけ、何を伝えるか考え、魅力を出すことが必要では。興味がない人、無関心な人にどう訴えるかが課題。
- ・観光・文化の地岡崎という立地や素敵な外観はもっと活かせるのに、「もったいない」状況。他の文化施設の中で埋もれてしまっている。「魅力がない」のではなくPR不足。
- ・厳しい外部評価は情報発信が不十分だったからではないか。
- ・表面に出てきにくい市町村支援の取組や学校支援の実態などをPRすることが今後の改善のポイントになるのでは。正しく広く府民に理解していただくようにすべき。
- ・情報発信を積極的に掲げるサービス計画にしたい。ホームページも情報蓄積・活用型に改善が必要。
- ・府立図書館への満足度を測ること・向上させることはとても難しい。府立図書館による市町村立図書館への支援は、利用者からは直接利用する図書館への評価となる。

- ・何の建物かわかりにくいので、建物の外側に仕掛けが必要。「行ってみたい」と思える図書館づくりに向けて、館内のリノベーションにも踏み込めないか。現在の使われ方では2階がもったいない。交流の場になるような配置を。
- ・図書館には、地域の情報をつなぐ役割もある。府立図書館には府域の市町村を支援して資料を発掘するなど、アクティブな動きが必要。
- ・WebやSNSが発達し、若い職員の力を発揮できる場が整いつつある。新たな取組にチャレンジし、職員の内なる力を発揮してほしい。
- ・学校司書や教員が府立図書館を身近に感じられる機会が増えれば、活用にも繋がる。「サービスを受けられた」という思いを引き出すために、外へ打って出てはどうか。
- ・児童サービスについては、モデル的な直接サービスを行い、府内の市町村立図書館にサービスの経験や内容の提供が必要。専門の職員が不在で、市町村が相談する先がない。
- ・高校時代から大学レベルの情報にアクセスできるようなパイプの役割を期待したい。学校支援のあるべき姿を追求すればICTの活用も見えてくるのではないか。

(2) 基本方針について

- ・方針全体としては、図書館の基本が別にあり、その発展が方針の1から3に書かれているように思える。まずは府立図書館の基本をしっかり押さえることが大事。
- ・「協働」という文言について、市町村は、支援を受けるだけではだめで、協働もしないかなければならないということは理解できるが、中身がまだ見えていない。
- ・協働について、結論ありきで進めるのではなく、府と市町村のすみ分けのライン引きはしっかり協議しなければならない。
- ・広く府内を見渡して状況を把握できる府立図書館がハブとなることで、府全体の図書館サービスの向上を目指すものと理解した。ただ、行政用語で「協働」というと、便利に使われてしまうという側面もある。
- ・図書館の予算は自治体によって雲泥の差があり、整備状況に違いがありすぎると「協働」とはならない。
- ・府内の公立図書館の現状を考えたとき、図書館をつなぎ、支援することを基本方針の最初に持ってきたのは大事なこと。
- ・方針1は従来と変わらない印象。せっかくハブという言葉が出ているのだから、明確に中心を示す言葉を入れた方がよい。
- ・客寄せ的な部分がないこともあって、来館者サービスにはそこまで重きを置かれていないようにも読めるが、京都にしかない情報や研究支援に焦点があたっており、大学関係者や学生へのアピールになると思う。
- ・学校現場は大学等の知的資源を活用したいので、府立図書館には、博物館や大学が持つ情報へのコーディネート機能を期待する。
- ・「多様な文化資源の情報を取り扱い」について、図書館がすべての資料を持つようにも見えてしまったので、もう少し表現を考えた方がいい。
- ・前文は府民1人1人に視点が当たっている感じで良いと思うが、3つの柱の方にも府民に気軽に図書館を利用してもらえるような要素がほしい。
- ・市町村支援や調査研究支援は府立図書館の大きな柱になる。一方、図書館の基本的な取組は幅が広いものなので、たとえば障害者サービスなども丁寧に書き込むことができれば全体の厚みが増す。
- ・府立と市町村立の図書館の差別化・特化は、基本方針のなかに盛り込まれており、特に方針1、2については色濃く出ている。方針2の文言について、若干修正が必要。京都市立図書館を利用すべき近隣の方々がふらっと来て、娯楽性の強い本を手にとるようなサービスが求められないように考えるべき。
- ・この点は2001年の再開館以来の課題。どちらかに結論づけるのは難しいが、岡崎の地域図書館ではないものを目指していただきたい。
- ・間接サービスと直接サービスのバランスは、利用者が選択して府立図書館を性格付けていく結果として出てくるのではないか。

- ・立地などの前提条件のなかでは観光客等の開拓にも是非チャレンジしてほしい。
- ・1階のリノベーションなど、府立図書館が持っているものの活用は、大学生などに気軽に入ってもらうという意味でも是非すすめてほしい。本格的な利用の前のワンクッションとして重要。
- ・「府立図書館はこんなことができる」というアピールに力を入れるべき。
- ・打ち出しは、他館と差別化を図れるようなインパクトのあるものがほしい。
- ・ラーニングコモンズは大学図書館が売りにしている機能であるが、情報空間として魅力のあるところでないといけない。現状の2階は魅力のある空間とは思えない。
- ・場づくりには人の存在が大事。「場の提供」や「課題を解決」の部分に、人について一言あるといい。
- ・基本方針の3の「グループで議論しながら…場を設定し提供する」という部分は世の中の流れを取り込んでいて、すごく良くなった。発表の場の提供という視点も読み取れるので、単なるレンタルスペースとの違いも考えられている。
- ・魅力的な場は、さまざまな人が関わることによってできる。図書館職員はサポートするという姿勢で。たとえばフライヤーをたくさん置くだけで、いろいろな活動がここに来ればわかる、ということになる。また、人が集まるかどうかは、職員の技量よりも人柄に左右される部分が大きい。
- ・図書館として主体性をもってやるのは難しいのでは。地域には様々な主体がいる。それらが集う機会を創ること、活動の見える化などから取り組むべき。
- ・方針3で問われるのは図書館のスタンス。どこまで主体的に活動に踏み込むか、あくまで場の提供や支援までなのか。
- ・「知的な交流の場」の創設にかかわって、図書館としてどこまで主体性を發揮するのか、どういうスタンスを取るのか、地域課題への図書館の踏み込み方がこの表現ではわからない。知的な交流の場の設置・運用といった場合の主体性、踏み込み具合、心構えやスタンスが見えない。その部分を理解した上で書き込まれるとすればよい。
- ・府立図書館のみでの「場の提供」に留まるのではなく「同じような空間をどの図書館でも作れる」というモデルを示すこと、すなわち府立図書館が図書館の新しい姿をリーダーシップをもって府内に示すことが、府民サービスの向上につながる。
- ・個人的に調査研究活動をされている方に発表する場を提供することは、府立図書館に限らずありえるかも。
- ・発信という部分の書き込みが弱い。府立図書館が行うからこそ波及効果があるという話がもう少しいるのでは。

(3) サービス計画及び取組の実践について

- ・「これまでの経緯と現状認識」については、ＩＣＴや書籍など外部のことだけでなく、利用者や図書館自体の変化のことも入れるとよい。
- ・郵送方式アンケートではサービスを知らない人にも答えてもらっており、結果をどのように受け止めるかは考えなければならない。現在行っていないサービスでもこれだけの値が出たならばやる価値はある、というようにも考えられる。
- ・市町村向けの貸出文庫については一定の役割は果たしたと考える。
- ・市町村職員研修などは時機に応じた設定を。市町村は目先のことしか動けないので、定番のメニュー以外に、長いスパンで課題に応じた研修をお願いしたい。
- ・府民の読書活動の啓発などの文言はほしい。府民の文化向上は、市レベルではなく府こそ考えてほしい。
- ・具体的な取組としては、読書週間などで市町村とコラボする企画があるとありがたい。それが地域の活性化にもつながる。
- ・府立図書館と市町村立図書館との共通カードの導入も検討しては。敷居をなくして外とコラボすることが時代の流れ。
- ・共通カードについてはかなりの検討が必要。
- ・府内すべての市町村で進めることは難しい。図書館の広域利用といつてもほとんど生活圏内に留まると思うので、システム化しなくとも近隣との連携で十分に思える。
- ・各市町村の図書館業務システムの更新をにらみながら5年10年かけてじっくり調整してはどうか。
- ・利用者の個人情報を他館と共有することにも十分注意が必要である。
- ・学校の生徒が遠方から府立図書館に出向くことは難しい。学校支援セットは非常に助かっている。より教員や学校司書が使いやすいように、貸出のサイクルや資料紹介について工夫をお願いしたい。
- ・学校の立場から見ると、すぐ本が手に入る、すぐ調べられるといったスピードが今の時代には売りになる。
- ・学校支援セット貸出はすばらしい制度で情報もたくさん出ているが、知らない教員も多い。市町村立図書館で府立の支援セットを展示してもらえるとよい。本の実物が見える形でのアピールを。
- ・長い目で利用者を育てる、文化と歴史を末長く伝えるという視点で、高校生が一度は府立に来るような読書会や学習会などの仕組みができればよい。
- ・府立高校生には一度は府立図書館へ来館させたい。高校生のうちに府立図書館を使えば、成人してからも使うだろう。
- ・子ども読書支援について、アンケートでも大きな期待として上がってきていているのに計画の中での書き込みが弱い。府立はこういうことをやるという具体策を示していただきたい。
- ・府立図書館には、児童サービスにおいても見本となっていただき、アプローチの手法

などについて示してもらえるとよい。本を所蔵することや子どもの読書傾向を知ることも市町村への支援になるが、その点にはあまり触れられていない。

- ・「子ども」だけでなく「児童・生徒」という文言がどこかにほしい。
- ・「多様な文化資源」に関して、図書館の生命線である本について、計画のなかに年間発行数の半分を購入することを盛り込めば大きなインパクトがある。予算的に難しいかもしれないが。
- ・電子書籍についても、将来的には対応可能なように入れこんでほしい。
- ・場の提供について、場だけでいいなら他にも沢山ある。使う側にどのくらい分かりやすく伝えられるか、そして料金や手続きなどのハードルの低さも重要。
- ・広報戦略については具体的に検討し、広く府民に発信し浸透させるためのチャンネルを工夫してほしい。
- ・アンケート結果に表れているように、府立図書館は府民にまだまだ知られていない。複数の大学と組んで大学生に取材してもらい、利用者側の視点でホームページやSNSで取り上げてもらってはどうか。
- ・見せ方の問題もある。当たり前のことどう見せるか。
- ・府立図書館の自由闊達さを活かし、「図書館がそんなことをしてはいかん」というタガを外してほしい。浴衣のイベントのような様々なアイディアやリクエストを募って、広報戦略の中でクリエイトを。
- ・新たな取組で興味をもってもらって、次に従来からの取組について知ってもらう流れがよい。また、偶然に府立図書館に出会えるきっかけを仕掛けてほしい。
- ・本日の会議の前にもう一度館内を見てきた。いろんな展示コーナーが館内にあるが、入館した時に伝わりにくく感じた。工夫が必要。
- ・仕掛けとして、有名企業や本屋さんとのコラボレーションなど、府民にえっと驚いてもらえるようなものがほしい。
- ・岡崎ならではの企画や「海の京都」などテーマ性のあるもの、学生に企画を任せてみるなど、様々な打ち出しをしてほしい。
- ・京都のよさを活かすということで、企業とのコラボはほしい。そうすると大学生の活動も地域から発信できるのではないか。
- ・行政支援は、図書館が本来持っているべき機能。市町村でも課題解決がキーワードになっている。府がどんな課題をかかえていて、各課がどう取り組んでいるかなどをコーナーで紹介できれば。重要なのでもっと記述をふくらませてほしい。
- ・府全域の地図を入れると、府内全域をサービス対象にしていることがわかりやすいのでは。全体として書きぶりの工夫を。
- ・全体として、前向きな、サービスが向上するという表現になるよう検討いただきたい。

- ・資料収集方針案などと文言を調整すること。

(4) 評価の仕組みについて

- ・図書館法には「図書館協議会」という、市民の代表が館長に意見を述べることができる制度が定められている。図書館協議会に評価の仕組みをきちんと位置付けることで、図書館の運営やサービスはオーソライズされる。
- ・この機会に図書館協議会を組織し、評価の仕組みをつくるべき。
- ・きちんと内部で評価し外部で点検してもらうような仕組みがあれば、理事者にも理解してもらいやすいし予算の獲得にもつながる。
- ・定量と定性、両方の評価が必要。ただし、定量評価において、府立図書館は市町村立図書館と違って、来館者数や貸出冊数、蔵書数だけではかるものではないはず。基礎と発展の取組が年次的にどのように進められているか評価する方法を考える必要がある。
- ・サービス計画の方向性が決まる中で、評価の大枠についてもこの検討会議で考えていきたい。

2 委員コメント～会議を終えて～

明致親吾委員

大槻政美委員

小川雅史委員

桂まに子委員

清水 清委員

千賀彰子委員

千歳則雄委員

富永敦子委員

内藤千鶴委員

原田隆史座長

3 資料

○図書館サービスの充実に向けた検討会議 設置要項

(目的)

第1条 平成28年度から平成32年度までの京都府立図書館サービス計画を作成するに当たり、専門的見地からの意見を聴取するため、外部有識者で構成する図書館サービスの充実に向けた検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(役割)

第2条 検討会議は、京都府立図書館が実施する図書館サービスについて、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、京都府立図書館長（以下「館長」という。）が選任する。

3 委員の任期は、選任の日から平成28年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、検討会議の議事を運営する。

(会議)

第5条 検討会議は、館長が招集する。

2 検討会議は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年6月1日から施行する。

○府立図書館サービスの充実に向けた検討会議 委員名簿（敬称略・50音順）

氏 名	所属・役職等	氏 名	所属・役職等
明致 親吾	C S R 推進協議会会长	大槻 政美	京田辺市立中央図書館長
小川 雅史	京都府立南陽高等学校長	桂 まに子	京都女子大学 専任講師
清水 清	大山崎町教育委員会教育長	千賀 彰子	舞鶴市立志楽小学校長
千歳 則雄	前滋賀県野洲市立図書館長	富永 敏子	井戸端サイエンス工房
内藤 千鶴	亀岡市立図書館中央館長	原田 隆史	同志社大学 教授（座長）

○府立図書館サービスの充実に向けた検討会議 開催日程

第1回 平成27年6月19日(金) 16:30～18:30

第2回 平成27年9月 1日(火) 10:00～12:00

第3回 平成27年10月28日(水) 14:00～16:00

第4回 平成28年1月26日(火) 10:00～12:00

今後のスケジュールについて

平成 28 年 1 月 26 日

	検討会議	図書館
27年6月	第1回検討会議（6月19日） 府立図書館の役割について 今後の計画策定の視点について	
7月		府民アンケート実施 基本方針の見直し
8月		
9月	第2回検討会議（9月1日） 基本方針（仮）について 新計画案について	府民アンケート結果集計 新計画案の作成
10月		基本方針（仮）作成
11月	第3回検討会議（10月28日） 検討会議まとめについて 基本方針（仮）について 新計画案について 評価の仕組みについて	
12月		
28年1月	第4回検討会議（1月26日） 検討会議まとめについて 基本方針（仮）について 新計画案について	
2月	まとめ作成（2月中旬）	新計画最終案作成
3月	まとめ公表	新計画決定・公表